

第4次小田原市一般廃棄物処理基本計画の改定について

1 改定の背景

第4次小田原市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき、長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針などを定めていくことを目的に、令和元年度（2019年度）に策定しました。

本計画の計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間としており、令和6年度（2024年度）に実施した数値目標の達成状況等の評価を行う中間評価の結果及び社会情勢の変化等を踏まえ、本計画の見直しを行うものです。

2 見直しの要点

(1) 新たな視点の追加

ア ゼロエミッションの実現（第2章1（1）基本方針 5頁、第2章10 ごみ処理の基本方針に基づく施策 26頁）

イ 食品ロス削減推進計画の策定（第3章 食品ロス削減推進計画 35頁～39頁）

(2) 新たな取組の追加

ア リユースの推進（第2章10（1）イ 家庭ごみの発生抑制・減量化 28頁）

イ デジタル技術導入の検討（第2章10（3）ア デジタル技術の導入検討 31頁）

ウ リチウム蓄電池等の適正処理（第2章10（3）エ 一般廃棄物等の適正処理の推進 32頁）

(3) 取組内容の見直し

ア 生ごみ減量化の推進（第2章10（1）イ 家庭ごみの発生抑制・減量化 27頁）

イ プラスチックごみの削減（第2章10（1）イ 家庭ごみの発生抑制・減量化 28頁、第2章10（2）イ 資源化品目等の拡大の検討 30頁）

ウ 剪定枝類の資源化（第2章10（2）イ 資源化品目等の拡大の検討 30頁）

(4) 進捗状況や新たな取組を踏まえた指標等の見直し

ア 計画期間の見直し（令和12年度（2030年度）まで延長）（第1章3 計画の期間 4頁、第2章9 ごみの減量化・資源化の数値目標 25頁）

イ ごみ排出量や社会状況の変化を踏まえた令和12年度数値目標の設定（第2章9 ごみの減量化・資源化の数値目標 25頁）

3 第4次小田原市一般廃棄物処理環境基本計画改定案

別紙のとおり

4 見直しの経緯と今後のスケジュール

令和7年8月6日	第1回環境審議会（諮問）
令和7年11月4日	第2回環境審議会
令和7年12月15日 ～令和8年1月13日	パブリックコメント実施
令和8年1月～2月	庁内会議
令和8年2月～3月	第3回環境審議会（答申）
令和8年3月	改定計画の策定